

報 弘 町 江 泊

昭和39年 2月23日発行 第32号

発行 泊 江 町 役 場 電話 (416) 3111 (代)

39. 2. 1. 現在(推計人口)

人	男	17,228人
	女	16,585人
口	計	33,813人
世帯数		9,750世帯



春のおとずれ

< 岩戸にて撮影 >

水道料金が決まりました

町営水道使用者に対する水道料金が、十二月開催の町議会で決まりました。

その内容は、次のとおりです。

(1) 水道料金は、水道の使用者に負担していただきます。

給水装置を共用する場合は、管理人名をもつて領収書を発行しますが、料金の納入について、使用者は連帯責任を負っていただきます。

共用者各人の負担額は、お互に相談のうえ決めていた、

は変更することがあります。

大きくことになります。連

合使用する場合またはアパートなどで数世帯が連合使用する

るときなど、一戸または一世帯の滞納は、全戸または全世帯の滞納とみなされます。

(2) 料金は、定例日にメーターの点検を行い、その使用水量をもつてその月分の料金を計算いたします。

◎定例日は、あらかじめ町長において定めておきますが、やむをえない理由があるときは変更することがあります。

種別	料金		基本料金(一ヶ月につき)	超過料金(一立方メートルにつき)
	用途	水量	料金	料金
専用栓	家事用	一〇立方メートルまで	二五〇円	二五円
	一般営業用	一〇立方メートルまで	四五〇円	二五円
	営業用	浴場営業用 三〇〇立方メートルまで	四五〇〇円	二五円
	団体用	二〇立方メートルまで	四〇〇円	二五円
共用栓	一時用	一〇立方メートルまで	三〇〇円	二五円
	家事用	一〇立方メートルまで	二二〇円	二五円

◎専用とは、一戸または一個専用栓として取扱います。(所で専用するものをいいます。連合使用といえます。)

◎共用とは、二戸または二個アパートなどで、世帯の集合以上で共用するものをいいます。(二頁へつづく)

共用栓は、原則として戸外に設置され水栓メーターがそれぞれ一個所で、二戸以上が共用し得る状態にある場合をいいます。

◎家事用とは、一般家事用に水道を使用するものをいいます。

◎営業用とは、営業または職業用に水道を使用するものをいいます。

◎団体用とは、官公署、学校、会社、事務所、工場、病院等で水道を使用するものをいいます。

◎一時用とは、一時的に水道を使用するものをいいます。

量水器（メーター）使用料について

メーター使用料は、一個一月について次のようになります。

口径	使用料 (一ヶ月につき)
一三耗	三〇円
一六耗	四〇円
二〇耗	四五円
二五耗	五〇円
三〇耗	七〇円
四〇耗	一〇〇円
五〇耗	二八〇円

給水についての条例が決まりました 水道申込みは三月中旬ごろから

町営水道五ヶ年計画に基づく第一期工事は、現在進行中で、待望の給水は五月を目標に諸準備を進めておりますが給水についての料金、申込方法、給水工事費、その他について規定する給水条例が、昨年十二月議会の承認を得て公布されました。

今回は、そのおもなものについて説明し、給水を希望されるかたがたの参考に供します。

一、給水申込みの条件

水道を新設しようとするには、次の条件が必要です。

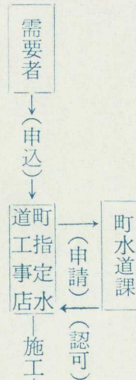
借地、借家の場合、それぞれの所有者の承認が得られること。他人の給水装置から分岐して給水申込みをしようとするかたは、その給水装置を所有する者の同意書が必要で

二、給水装置工事の申込方法

需要者に、水を供給するため町が施設した配水管から分岐して、給水のため行なわれる工事を給水装置工事とい

くのはこの給水装置の工事費です。

給水工事の申込みから、給水までの経過は次のとおりです。



給水工事は申込みによって行います。

1、申込みは、町指定水道工事店へ申込書を提出してください。

2、現在使用中の自家給水装置に、水道を直結することは種々の障害があつて管理のうえからは適当ではありませんが、希望によつて検査を行い条件に合えば水道に直結することを許可します。この場合自家給水用メーターは、切り離していただくかなければなりません。

3、申込みをされる場合、その内容によつて申込用紙、記入箇所、工事費、検査手数料等が違いますから、指定水道工事店とよくご相談ください。

4、給水装置工事の申込開始時期は、用紙印刷、その他について準備中ですが、大体三月中旬ごろになる予定です。

三、工事費およびその払込方法

法

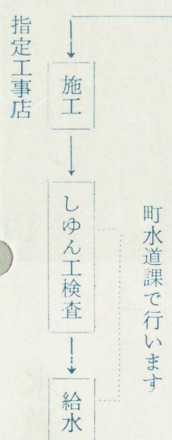
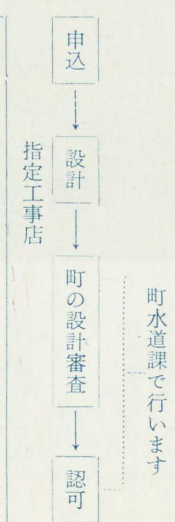
1、工事費

工事費は、各戸により異なります、というのは本管が敷設してある公道部分よりじやぐちまでの距離の長短、使用する材料の種類（たとへば鉛管、鉛化ビニール管）とか、あるいは公道部分が舗装道か砂利道かによつて道路復旧費等が異なるからです。

申込みから、施工、給水までの経過は次のとおりです。

四、工事費の払込方法

給水装置工事は、大別して本管取り出し部分から公道部分までと、公道の端から申込者のじやぐちまでとに別れ、工事費は、両者の合算額町水道課で行います



となります。

申込者は、工事を申込み、設計ができ上りますと、費用の概算がわかりますから、工事着手前に、申込みをされた指定工事店に工事費の概算額を予納し、工事完成のとき精算することになります。

以上簡単に述べましたが、詳細については役場水道課へお問い合わせください。

水道申込みの

ご相談は指定店へ

町指定水道工事店決まる

現在施工中の水道工事は、四月末頃完成の見込みで、給水開始は早ければ五月に行な

える見通しとなりましたので工事完成に先だち、水道申込み希望者のご相談と、工事費その他について皆さんが気軽にご利用できる機関として、町内の水道（給水）工事業者のうち、次の店舗を、町指定水道工事店と決定しました。

指定水道工事店は、町のサービス機関として、水道についておもに次の事項を取り扱

います。

一、町営水道申込みについてのご相談と、申込みの受付

（三頁へつづく）

二、工事に対する設計、工事費の見積り。
三、給水装置工事の施行と修指定水道工事店一覽表(届出順)

店 舗 名	代表者氏名	電 話
荒井設備工業株式会社	荒井 康 芳	和泉一、三八六四
絹 山 工 業 所	絹 山 藤 吾	和泉二、三九五三
有限会社絹山工業所	絹 山 次 郎	和泉二、二〇一五
栗 山 ポンプ工業所	栗 山 德 三	和泉一、八八四七
池田配管工業所	池田 富次郎	和泉一、九四八七
栗 山 工 業 所	栗 山 種 作	和泉一、二七六四
岩田屋設備工業所	須 田 幸 雄	和泉一、〇七九三

施工中の土木工事

ただいま工事を行なっている土木工事は次のとおりです。

- 一、町道五〇号線側溝工事(和泉西河原)鉄筋コンクリートU字溝敷設四〇〇メートル
- 二、町道九、九三、九四号線舗装工事(和泉多摩川駅付近)アスファルト乳剤舗装延長五九〇メートル
- 三、町道五二、五三、八九号線舗装工事(和泉多摩川および猪方)アスファルト乳剤舗装延長六五五メートル
- 四、町道五号線改修工事(覚東)改修延長一五〇メートル側溝敷設。
- 五、町道四三号線管きよ工事

町民税の申告書提出期限は三月二十一日までです

申告用紙はすでに発送済みですが、まだ届いていないかたは役場税務課に用紙がありま

すからおいでください。
なお、給与所得者(勤務先より給与支払報告書が提出されているもの)は通常の場合申告の必要はありませんが、給与所得者以外に所得のあるかたは必ず提出してください。

納税相談

昭和三十八年分
「所得税の確定申告」と「納税」は三月十六日(月)までです。

昭和三十九年度
「個人事業税」および「住民税」の申告は三月二十一日(土)までです。

(注) 本年は三月十五日が日曜日と三月二十日が休日
に当りますので申告と納税の期限はそれぞれ翌日となります。

贈与税の申告と納税は二月二十九日までです!!

贈与税は贈与によつて財産をもらった場合に納税しなければならぬ税金です。

- (1) 不動産、株式など無償でその名義を変更した場合。
- (2) 財産の買入、代金や新、増築資金を親族などに負担してもらつた場合、あるいは非常に安く財産を売つてもらつた場合。
- (3) その他親族などに借金を代わつて払つてもらつた場合など、特別に利益を受けた場合にも納税しなければなりません。

●贈与税を納めなければならぬかたは年間に贈与を受けた利益の合計額が二〇万円をこえるかたです。

●本年も納税者の便宜を図るため

- (1) 所得税 (立川税務署)
- (2) 個人事業税(北多摩事務所)
- (3) 住民税 (狛江町役場)

の各税につき「申告書の受付」や「納税相談」を立川税務所、北多摩事務所および狛江町役場が共同して行ないます。

!!「申告書の提出」と「納税」は共同納税相談所で!!

- 共同納税相談所の開設
(1) 場所 狛江町役場
(2) 期間 三月九日(月曜日)

税の出張収納

次のとおり固定資産税・都市計画税第四期の出張収納を行います。役場に遠い地区のかたはぜひようぶご利用ください。

月 日	時 間	場 所	区 域
2月26日	自前11時 至後2時	名古屋万吉商店	上和泉
2月26日	自後2時30分 至後4時	小足立寺西菓子店	上小足立
2月27日	自前11時 至後2時	覚東千手院	下小足立
2月27日	自後2時 至後4時	覚東天理教々会	下小足立
2月28日	自前11時 至後2時	岩戸慶岸寺	岩戸地区
2月28日	自後2時 至後4時	岩戸明静院	岩戸地区
2月29日	自前11時 至後2時	駒井消防詰所	駒井地区
2月29日	自後2時 至後4時	猪方田部米店	猪方地区
2月29日	自前11時 至後2時	和泉玉泉寺	下和泉

◎国民健康保険税、国民年金も取扱います。

三月十日(火曜日)い。

三月十一日(水曜日) ●詳しいことは税務課町民税係へお問い合わせください。

町税納期限のお知らせ

この相談所へおいでになれば前記の各税(国税、地方税)の申告と納税が同時に済みます。

なお、納税相談にお出かけの際は各申告書用紙、米穀通帳、生命保険料受領証、源泉徴収票、所得の計算に関する帳簿、契約書等の書類および印鑑を必ず持参してください。

昭和三十八年度固定資産税都市計画税第四期分は、二月二十九日まで。

昭和三十八年度の最終納期

「歳末たすけあい」の結果

民生委員協議会と町が行なつた「歳末たすけあい運動」には、皆さんの暖かい同情が寄せられ次のとおり集まりました。

収入 二二三、一三五円
民生委員 九六、八四〇円
婦人三団体 四六、四〇〇円
役場職員 五、五四九円
町立小中学校職員 二、四九六円

狛江町八人グループ

一五、八五〇円
和泉乳牛会 五、〇〇〇円
和泉青年会 一、〇〇〇円
町の基金 五〇、〇〇〇円
毛布 四八枚 町内某製綿業者
衣類その他二〇〇点婦人団体
その他 塩沢 貞
配布 一般困窮世帯 七八世帯
二七八人
病院や施設入院者 四九人

狛江多摩衛生組合
管理者など決まる

差し迫つた当面の重要問題である。ごみ焼却場の建設について兼ねて進行中の多摩村との共同計画による、狛江多摩衛生組合が都知事より認可されたことは、既にお知らせしたとおりですが、この一部事務組合の運営の建設計画が具体化のため、さる一月二十

日狛江町役場において組合の初議会が開かれ、組合管理者、組合議長などが次のとおり決まりました。

なお、組合の運営費として昭和三十八年度の暫定予算一三〇万円が議決されました。

これで懸案の、ごみ焼却場建設もようやく軌道にのる予定です。

組合管理者（多摩村長） 富沢 政鑑
同副管理者（狛江町長） 石井三四郎

組合議会議長（狛江町議会議長） 土屋庸親
同副議長（多摩村議会議長） 井野米雄

組合主事（狛江町助役） 林 朝門
組合収入役（多摩村収入役） 塩沢 貞

にせ税務署員に
ご注意

最近「税務署の職員」を装つて「税務講習会の入会金」とか「雑誌の講読料」といつてお金を受け取っている者がありますが、税務署ではこのようなことは決して行なつていませんのでご注意ください。もし、このような人が伺いましたら、身分を確かめてください。

不審なときは、すぐに税務署へ連絡してください。

学校だより

○町立各小中学校の修業式、卒業式、入学式の日程は、次のとおりです。

修業式

第一小学校 三月二十四日 午前九時

第二小学校 三月二十四日 午前九時

第三小学校 三月二十五日 午前八時三十分

中学校 三月二十五日 午前九時

卒業式

第一小学校 三月二十五日 午前十時

第二小学校 三月二十五日 午前十時

第三小学校 三月二十四日 午前十時

中学校 三月十七日 午前九時

入学式

各小学校とも四月六日 午前十時

中学校 四月七日 午前十時

○なお、こし小中学校の新年生になるお子さんをお持ちでまだ就学通知書を受け取っていないかたや、国私立学校へ入学されるかたは、至急手続きにおいでください。

問合せは、役場内教育委員会事務局学務係へ

「青少年指導者（リーダー）講習会」が開かれます

○町立各小中学校の修業式、卒業式、入学式の日程は、次のとおりです。

○なお、こし小中学校の新年生になるお子さんをお持ちでまだ就学通知書を受け取っていないかたや、国私立学校へ入学されるかたは、至急手続きにおいでください。

問合せは、役場内教育委員会事務局学務係へ

○なお、こし小中学校の新年生になるお子さんをお持ちでまだ就学通知書を受け取っていないかたや、国私立学校へ入学されるかたは、至急手続きにおいでください。

問合せは、役場内教育委員会事務局学務係へ

○なお、こし小中学校の新年生になるお子さんをお持ちでまだ就学通知書を受け取っていないかたや、国私立学校へ入学されるかたは、至急手続きにおいでください。

問合せは、役場内教育委員会事務局学務係へ

○なお、こし小中学校の新年生になるお子さんをお持ちでまだ就学通知書を受け取っていないかたや、国私立学校へ入学されるかたは、至急手続きにおいでください。

問合せは、役場内教育委員会事務局学務係へ

○なお、こし小中学校の新年生になるお子さんをお持ちでまだ就学通知書を受け取っていないかたや、国私立学校へ入学されるかたは、至急手続きにおいでください。

問合せは、役場内教育委員会事務局学務係へ

○なお、こし小中学校の新年生になるお子さんをお持ちでまだ就学通知書を受け取っていないかたや、国私立学校へ入学されるかたは、至急手続きにおいでください。

問合せは、役場内教育委員会事務局学務係へ

○なお、こし小中学校の新年生になるお子さんをお持ちでまだ就学通知書を受け取っていないかたや、国私立学校へ入学されるかたは、至急手続きにおいでください。

問合せは、役場内教育委員会事務局学務係へ

○なお、こし小中学校の新年生になるお子さんをお持ちでまだ就学通知書を受け取っていないかたや、国私立学校へ入学されるかたは、至急手続きにおいでください。

問合せは、役場内教育委員会事務局学務係へ

○なお、こし小中学校の新年生になるお子さんをお持ちでまだ就学通知書を受け取っていないかたや、国私立学校へ入学されるかたは、至急手続きにおいでください。

問合せは、役場内教育委員会事務局学務係へ

○なお、こし小中学校の新年生になるお子さんをお持ちでまだ就学通知書を受け取っていないかたや、国私立学校へ入学されるかたは、至急手続きにおいでください。

問合せは、役場内教育委員会事務局学務係へ

○なお、こし小中学校の新年生になるお子さんをお持ちでまだ就学通知書を受け取っていないかたや、国私立学校へ入学されるかたは、至急手続きにおいでください。

問合せは、役場内教育委員会事務局学務係へ

○なお、こし小中学校の新年生になるお子さんをお持ちでまだ就学通知書を受け取っていないかたや、国私立学校へ入学されるかたは、至急手続きにおいでください。

問合せは、役場内教育委員会事務局学務係へ

○なお、こし小中学校の新年生になるお子さんをお持ちでまだ就学通知書を受け取っていないかたや、国私立学校へ入学されるかたは、至急手続きにおいでください。

問合せは、役場内教育委員会事務局学務係へ

○なお、こし小中学校の新年生になるお子さんをお持ちでまだ就学通知書を受け取っていないかたや、国私立学校へ入学されるかたは、至急手続きにおいでください。

問合せは、役場内教育委員会事務局学務係へ

○なお、こし小中学校の新年生になるお子さんをお持ちでまだ就学通知書を受け取っていないかたや、国私立学校へ入学されるかたは、至急手続きにおいでください。

問合せは、役場内教育委員会事務局学務係へ

○なお、こし小中学校の新年生になるお子さんをお持ちでまだ就学通知書を受け取っていないかたや、国私立学校へ入学されるかたは、至急手続きにおいでください。

問合せは、役場内教育委員会事務局学務係へ

○なお、こし小中学校の新年生になるお子さんをお持ちでまだ就学通知書を受け取っていないかたや、国私立学校へ入学されるかたは、至急手続きにおいでください。

問合せは、役場内教育委員会事務局学務係へ

ずか三ヶ月間に発生しています。

そのおもな原因はたき火の不始末、子供の火遊び、花火遊び、タバコの投げ捨てとなつています。どうぞこのようなことにじゅうぶん注意して町から野火をなくしましょう。

二、道路は広く保持しましょう

みんなの道路です。いけがき、植木などの枝が、知らぬ間に道路に伸びると消防車や救急車が通るのにねおつたり、カーブがきれなかつたりすると、小さくても火事が大きくなり、助かる人が人や急病人が、気の毒なことにかなりかえません。どうぞ一秒も争う消防車や救急車のために、いま一度家の回りを、調べて、通行のじやまにならぬよう、植木やいけがきの手入れをお願いします。

三、罰金はとられるのか？

「火事と救急事故で、消防・救急車が出たら」のアンケートに、

昨年の火災予防運動の際消防について、いろいろの答えをいただいたなか、火事や救急事故に、消防車、救急車が出たら料金は（失火の場合刑法に千円以下の罰金の定めがあり、これの混同をさけるため料金とした）の問いに

1、料金をとられる。ハバー

セント

2、料金はとられない。六三

3、意思表示のないもの。二九

このようにいまだに料金をとられるとお答えのかたがあります。皆さんの消防車であり救急車です。どうぞ火事、救急はすぐ一九番で消防署へお知らせください。何回出ても罰金はとられません。

身体障害者職業更正のための訓練生募集

身体障害者職業更正のため昭和三十九年度四月生の募集を職業安定所で行なつています。募集期間は三月七日までです。

なお、詳しくはより職業安定所か役場福祉課へお問い合わせください。

職業訓練生の募集

東京都武蔵野職業訓練所で昭和三十九年度前期職業訓練生を募集しています。募集期間は三月十二日までです。なお、詳しくは武蔵野職業訓練所かよりの職業安定所へお問い合わせください。

電話(四三三)四〇九〇九

(武蔵野職業訓練所)

(四三三)三六一〇二

(三鷹職業安定所)

施設見学会の お知らせ

過日、新聞折込みでもお知らせしましたように町民のしんぼくと見聞を広めるためにわたくしたちの生活に一番関係の深い環境衛生についての施設見学の会を次のように計画しています。

- 一、期日 三月五日(木)
- 二、見学コース 立川じんあい焼却場―村山しによろ処理場―西武園(ユネスコ村)―東村山浄水場
- 三、会費 大人一〇〇円(西武園入園料共) 小人八〇円
- 四、申込方法 新聞折込みの申込用紙を使用または直接教育委員会社会教育係まで
- 五、定員 五〇名

冬ごもりから解放され久々で春の日ざしをうけながらレクリエーションを兼ねたこの催しにお誘いあわせのうえに参加をお待ちしています。

成人学校を ご存知ですか

町民の皆さん! 狛江町教育委員会が開設している成人、

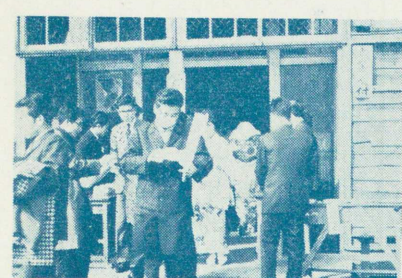
学校をご存知ですか。これは一般町民の皆さんが性別や資格等なんの制限もなく自由に皆さんの余暇の善用のために社会生活と家庭生活の向上と進歩を目的として設けられる学習の場です。現在では年二回にわけて、その期間を区切つて開設し、その内容も料理、手芸のような生活技術のほか家庭経済や児童心理のようない一般教養あるいは趣味的なものなどいづれも参加者の希望によつて編成されています。今後ますますこの成人学校に参加されるかたが多くなり内容も充実していききたいと考えていますので、どうぞこれについてのご意見やご希望などを遠慮なく教育委員会社会教育係までおきかせください。そして皆さんの学習の場として話し合いの場、グループ造りの場となる身近な成人学校に育てていきたいと思ひます。なお三十九年度の第一回の開設は五月〜六月の予定です。内容は次回の広報でお知らせします。

成人式盛大に 行なわれる

成人式は、さる一月十五日

午前十時より、中学校において行なわれました。

出席者は三四八名(うち女性一三一名)で、成人としての希望に満ちた顔を輝かせながら、町長はじめ、来賓、主催者からの祝辞を受け、記念品として成人手帳をもらい、三婦人団体からは花束を贈られて式を終わりました。



式後、教育委員会では青年教育の資料にと、調査を行い、集計中ですが、特に成人式に関する希望としては、

- 1、式典一二七名
- 2、記念写真 一〇七名
- 3、記念品 一〇六名
- 4、話し合い 八九名
- 5、講演 七二名

の順で、以下、ダンス、映画鑑賞、意見発表等となつており、人生のけじめとして、ある程度、格調あるものが望まれています。

なお、これを機会に、はたちのグループをつくらうとの希望も生れ、今準備が進められています。

年金だより

実社会へのスタートライン天下晴れて一人まえになるのが二十才、政治に参加する選挙権もできるし、またわたしたち日常生活に一番関係の深い民法でも二十才から成人扱いをします。福祉国家を目ざすわたしたちの国では二十才より国民年金に加入する権利と義務ができます。厚生年金、共済組合等の公の年金制度に加入してないかたは国民年金に加入しなければなりません。

ん。このように二十才は人生のうえでも一つの区切りとなつていきます。新しく成人になられた皆さんも現在第二のスタートラインに立たれている訳です。このスタートに遅れると第三、第四のスタートにも影響してくると思います。ひとりでも遅れや途中での落後者のないよう自覚と責任をもつて行動し、わたしたちの町をより良い町に築き上げてゆこうではありませんか。

〇美しい大きな花を咲かせるために!!

種をまいただけ(国民年金に加入)では立派な花を咲かすことができません。肥料(保険料)を与え、そしてよく手入れ(年金内容の改善)をし、心をこめて育ててこそはじめて、より美しく立派な花(年金給付)を咲かせることができます。国民年金制度の場合もこのことに通じると思ひます。被保険者の皆さんも保険料は納期内に完納するようにして、「自分たちの年金は自分たちの手で」この言葉をモットーとして皆さんとともに立派な年金制度に育てていきましよう。

〇知つておいていただきたいこと!!

次にあてはまるときは加入者または世帯主はすみやかに福祉課年金係に届出をしなければなりません。届出には印鑑持参のこと。なお国民年金手帳がある場合は手帳を持参してください。

1、資格のことについて
イ、二十才になつて公的年金制度に加入していないとき。

ロ、二十〜五十才までの人で公的年金をやめたとき。

ハ、国民年金から他の年金に移つたとき。

ニ、死亡したとき。

ホ、日本に居住しなくなつたとき。

2、結婚、離婚、あるいは養子にいつたりして氏名が変つたとき。

3、保険料が払えないとき。

4、年金が給付される事態になつたとき。(母子、障害遺児年金にかぎり、保険料一年以上納めてあると給付される。)

第一小学校校舎

近く落成

第一小学校増築工事は、昨年七月着工以来工事が順調に進み、近く落成の運びとなりました。総工費は三、四七四万円で、鉄筋コンクリート三階建、延一、三四〇平方メートル（四〇六坪）普通教室七、音楽室、理科室、給食室、便所、下足室等です。

第三小学校の良なお友だち

さる一月十七日調布警察署を通じて困っている人にあげて下さいと、二千百の寄付がありました。これは岩戸地区に住んでいる第三小学校の良なお友だちでした。このお金は、お正月の飾物の取扱いに近所を回ったところお礼としていただいたもので、町では子供たちの善意のお金を生かすため、社会事業基金に繰入れて役立てることにしました。

良なお友だちの名前は

小川 徳次郎君
小川 和正君
正昭君
和己君
武司君
清孝君
の六君でした。ありがとうございます。

小児マヒ生ワクチンⅠⅡⅢ型混合投与日割
年十二月一日から三十八年十一月三十日までの出生者です。

今回の対象者は昭和三十六生ワクチンⅠⅡⅢ型混合投与日割

月 日	曜 場	所 時	間 対	象
3月3日	火	第一小学校	午後	
3月4日	水	第二小学校	1.30~2.50	
3月6日	金	第三小学校		
3月11日	水	第一小学校	午後	
			1.30~2.50	
			昭和36年12月1日から昭和38年11月30日までの出生者	
			整理投与	

第三期ジフテリアと第二期種痘整理注射のお知らせ

昭和三十二年四月二日から三十二年四月一日までに生れ、今春小学校に入学されるかたでまだこの予防注射が済んでいないかたは必ずこの機会に受けてください。

日	曜 場	所 時	間 種	別 対	象
2月29日	土	公民館	午後	種痘検査	32.4.2~33.4.1
3月7日	土		1.30~2.20	ジフテリア	小学校前
3月14日	土			のみ	(小入)

衛生掲示板

一、今年四月からは町の広報が毎月出ますので、各予防注射の日割は毎月広報に載せますからよく注意していただき該当者は必ず受けてください。

二、実践団体を作りましょう。首都美化運動の一環であるこの組織は環境の改善を族・昆虫の駆除、区域内の清掃などを実施していただく団体です。この団体を作るには町内会とかあるいは隣近所ですと十数戸で

も結構ですから役場の衛生課に申込んでください。届出により役場や保健所では消毒器具を借したり、指導業の配布、技術指導、活動の応援などをいたします。三、最近放し飼いの犬と野犬がふえています。春先になると被害がふえます。飼いは必ず鎖でつなぎ他人に迷惑にならぬようにし、また野犬を見つけたかたはすぐに役場に連絡してください。なお二月十日から三月九日まで、登録をしない犬、注射をしない犬をなくす期間になっていますから、登録、注射は必ず受けさせてください。飼いは必ず飼主が始末してください。

タバコは町内で

買いましょう

狛江和泉郵便局開局

二月一日より狛江和泉郵便局（和泉四一六番地）が開局されましたのでお知らせいたします。



職員募集

職 種

水道技術職員

（配水場勤務者）

一般事務職員

事務職員は高卒以上の学歴で、満二十五才未満の男子

◆集金検針職員

中卒以上の学歴で満四十才未満の男子

給料、諸手当、勤務条件等は町規定による。

締切り 三月三十一日

応募者は、履歴書その他を役場総務課へ提出してください。なお、詳しくはお問い合わせください。

相談所

人権の上相談

毎月第四水曜日午後一時から四時まで、場所は役場、担当は人権擁護委員小尾外征年氏、本領信治郎氏です。

行政苦情相談

毎月第三金曜日午後一時から四時まで、場所は役場、担当は行政苦情相談委員宮崎武雄氏です。

なお、三月第三金曜日は祝日にあたりますので、日を繰り上げて第三木曜日の十九日に行います。

育児相談

毎月第一水曜日と第三金曜日に公民館が役場で、受付時間は午後一時から二時半です。

なお、三月第三金曜日の育児相談は祝日のため、第四水曜日の二十三日に家族計画相談といつしよに公民館で行います。

